

「ありがとう」の気持ちを
いつまでも……

相続専用定期貯金 ふるさとありだ

相続により、ご貯金を受け取られた日から1年後の月末までに
100万円以上スーパー定期〔期間1年(単利型)／自動継続(証書式)〕に
お預け入れいただくと、下記の上乗せ金利でお預かりいたします。
(ただし、個人の方に限りです)

店頭金利^{プラス}年0.05%

◎お預入金額／100万円以上で「相続で受け取られたご貯金」の範囲内

- ※お取扱いは個人の方のみとさせていただきます。
- ※金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を適用いたします。
- ※「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。
- ※ATMでのお取扱い、および他の金利上乗せ商品との併用はできません。
- ※この貯金は、当JAがやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。当JAが認め、やむを得ず中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ※お利息に20.315% (国税15.315%・地方税5%) の分離課税がかかります。
- ※金利情勢により金利の見直しを行なう場合もございます。
(令和4年4月1日現在)

《内容が一部変更になる場合があります》

詳しくは窓口、または渉外担当者までおたずねください。

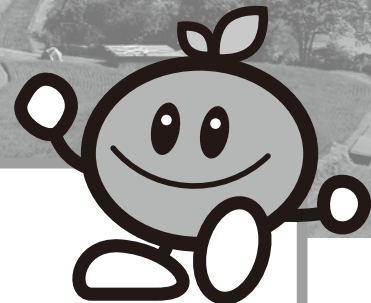


JAありだ

宮原支所 TEL.88-7002
吉備支所 TEL.52-2025
箕島支所 TEL.83-4711
湯浅支所 TEL.62-4571

広川支所 TEL.63-3400
金屋支所 TEL.32-3121
清水支所 TEL.25-1320

相続専用定期貯金 ふるさとありだ



ミカビー®

募集要項

〔対象商品〕

スーパー定期貯金〈期間1年(単利型)／自動継続(証書式)〉

〔ご利用いただける方〕

相続により貯金を受け取られた日から1年後の月末までにお預け入れいただける個人のお客さま。

〔お預け入れ金額〕

100万円以上で「相続で受け取られた貯金」の範囲内。
※既に当JAにお預け入れいただいている相続人様名義の貯金(相続によらないもの)でのお預け入れはできません。

〔適用金利〕

店頭金利+年0.05%

※金利上乗せは、初回満期日まで適用します。

〔利息への課税について〕

20.315%の分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。

〔満期時のお取り扱い〕

自動継続扱いとなりますので、満期日(継続日)におけるスーパー定期貯金の店頭表示金利を預入金額に応じて適用し、その金利は満期日まで適用いたします。

〔貯金保険制度〕

この定期貯金は貯金保険制度の対象となっており、同保険制度の範囲内で保護されます。

〔必要となる書類〕

「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。

(1)当JAで相続手続きをされた方。

①本人確認書類

②お届け印

(2)他金融機関で相続手続きをされた方。

①本人確認書類

②お届け印

③他金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類
(金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約
済通帳・計算書など)

④お預け入れされる方が相続人であることを確認できる書類
(戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)、遺言書(公正証書
遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの)、金融機関に
提出した相続依頼書)

⑤相続による取得金額が確認できる書類
(他金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解
約済み通帳・計算書など)

※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」
をご提示される場合は上記③～⑤の書類提出は必要あり
ません。

〔その他ご注意ください事項〕

◎詳しくは、店頭またはホームページでご確認ください。

◎この貯金は、当JAがやむを得ないと認める場合を除き、満期
日前に解約することはできません。当JAが認め、やむを得ず
中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用
いたします。

◎ATMでのお取扱い、および他の金利上乗せ商品との併用
はできません。

相続

税金

法律

無料相談会実施中!

税理士、弁護士による総合相談会を無料で開催いたします。お気軽にご相談ください。

詳しくは窓口、または涉外担当者までおたずねください。



JAありだ